

別表1 「対象品目の考え方」

分類 番号	品目	備考
1	マスク	手作りするために材料を購入した場合も補助対象とします。
2	医療用ガウン、ウイルス防護服、保護帽	雨合羽、三角巾等の代替品も補助対象とします。
3	ゴーグル、フェイスシールド、保護メガネ	フェイスシールドを手作りするために材料を購入した場合も補助対象とします。
4	手袋	ゴム、ビニール、ポリエチレンなど水を通さないものを補助対象とします。
5	消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸水	エタノールを含むハンドジェル及びウェットティッシュも対象とします。 手指にすり込むアルコール濃度70度以上の飲用アルコールも代替品として補助対象とします。詳細は、令和2年4月10日厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定）」を確認してください。
6	手洗い用せっけん	既製品のみが補助対象とします。
7	体温計	既製品のみが補助対象とします。
8	うがい薬	既製品のみが補助対象とします。
9	使用済み物品の廃棄用容器等	既製品のみが補助対象とします。
10	飛沫防止パネル等	ビニールカーテン等、空間を仕切るための部品も補助対象とします。
11	その他	消毒用エタノール等の詰め替え用ボトル、オートディスペンサー（自動噴霧器）、パルスオキシメーター等。

空気清浄機や、次亜塩素酸水を部屋に散布する等の「空間除菌」のための機器については対象外とします。